建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年５月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　深井建設株式会社　深井　　憲　大阪府岸和田市下池田町１－３－15　国土交通大臣許可（特―23）第13010号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年５月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社メイセイ　内田　国雄　大阪府大阪市西区立売堀５－７－24　国土交通大臣許可（般―21）第17583号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年５月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　英和商工株式会社　尾名　輝一　大阪府摂津市鳥飼新町１－３―10　国土交通大臣許可（般―22）第21468号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年３月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　村本道路株式会社　金子　敬介　奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11―１　国土交通大臣許可（特―22）第6060号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＵＤＩ　中野　榮子　大阪府枚方市牧野本町１―38―13　国土交通大臣許可（特―19）第22283号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年５月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三谷商事株式会社　三谷　　聡　福井県福井市豊島１－３－１　国土交通大臣許可（般―19）第2142号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成23年12月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　兼杉興業株式会社　杉原　紀子　大阪府岸和田市大北町１－３　国土交通大臣許可（般特―18）第11472号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年６月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　兼杉興業株式会社　杉原　紀子　大阪府岸和田市大北町１－３　国土交通大臣許可（特―18）第11472号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年６月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年６月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社佐藤水道工業所　佐藤　孝司　大阪府堺市西区草部1406―１　国土交通大臣許可（般―24）第24453号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年９月 20 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
１　処分をした年月日　平成24年６月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社たけびし　岩田　武久　京都府京都市右京区西京極豆田町29　国土交通大臣許可（般―21）第18192号